|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新規登録弁護士記載用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  第二東京弁護士会会長　殿   |  |  | | --- | --- | | 登録事務所： | 住所  名称 | | 新規登録弁護士名： | （自筆又は職印を押印） | | 登録番号： |  |   新規登録弁護士研修（刑事弁護事件研修）猶予届出書    　私は、刑事弁護事件を受任する意思がなく、かつ、私の雇用主等（会員研修規則第10条第3項第1号の定義によります。以下同じ。）において、私に刑事事件を受任させる意思がないので、同項に基づいて、新規登録弁護士研修のうち被疑者弁護事件又は被告人弁護事件を1件受任する研修の猶予を届け出ます。なお、刑事弁護事件を受任する意思が生じたとき、又は雇用主等において私に刑事事件を受任させる意思が生じたときは、その旨を貴会に知らせた上、猶予された研修を速やかに履修します。  以上  切り取り不可 |
| 雇用主等記載用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  第二東京弁護士会会長　殿   |  |  | | --- | --- | | 事務所： | 住所  名称 | | 弁護士名： | （自筆又は職印を押印） | | 新規登録弁護士名： |  |   届出書  　私は、上記の新規登録弁護士の雇用主等ですが、同人が当事務所で執務するにあたり、同人に刑事事件を受任させる意思がないので、会員研修規則第10条第3項第1号の書面として、本書面を届け出ます。  以上 |
| （備考）  この届出書における「雇用主等」とは、新規登録弁護士と雇用契約その他の合意を締結することにより、新規登録弁護士の受任事件の範囲を制約することができる弁護士（当該弁護士が複数ある場合においては、当該制約につき、それらの者を代表して意思を表明できる者を含む。）、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいいます（会員研修規則第10条第3項第1号）。 |